②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円	27,501円～30,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

掛金総額区分（平均月額）＼他制度掛金相当額区分(平均月額)	30,001円～35,000円	35,001円～40,000円	40,001円～45,000円	45,001円～50,000円	50,001円～55,000円	55,001円～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

（備考）

１．直近の11月末の状況について記載すること。

２．「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

３．「他制度掛金相当額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均を記載すること。

４．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。